

人材紹介契約書

本書に記載される諸条件に同意し、人材紹介サービスの利用を申込みます。

甲: [紹介企業名]

所在地: [住所] 東京都世田谷区三宿 1-14-8 三宿バドスクエア

代表者: [氏名] 近嵐 俊哉

電話番号: [電話番号]

Eメール: [メールアドレス] contact@ale-p.com

乙: [クライアント企業名]

所在地: [住所]

代表者: [氏名]

電話番号: [電話番号]

Eメール: [メールアドレス]

第1条 (契約の目的)

申込者が株式会社 Ale から紹介された候補者の採用を決定し、入社意思を表明した当該候補者（以下当該候補者を「採用決定者」という）が申込者に入社した場合、当該入社日をもって、株式会社 Ale は申込者に報酬を請求できるものとします。

第2条 (サービスの範囲)

本サービスは、乙が指定する職種および条件に合致する候補者の紹介を目的とします。紹介される候補者は、甲が選定し、乙に適した候補者として提示されます。

第3条 (報酬および支払い条件)

① 報酬は申込者と採用決定者との間で合意した以下の通りとします。

理論年収の 30%（消費税別）

※理論年収とは、採用決定者の月次給与・所定外労働手当の12箇月分および理論上の通年賞与の他、交通費以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した金額をいいます。なお、賞与は賞与算定基準額×前年度賞与支給月数で算出します。ただし、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績を基に算出するものとします。

②申込者は、採用決定者が申込者に入社した場合、遅滞なく株式会社 Ale の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および、報酬に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行うものとします。

③当該報酬の支払について、株式会社 Ale は、採用決定者の入社日以降速やかに請求書を発行し、申込者は採用決定者の入社日を起算日とし、毎月末日締め翌月末払いの条件に基づき銀行振込にて支払うものとします。振込手数料は申込者負担とします。

④採用決定者が申込者への入社意思を表明したにもかかわらず入社しない場合（以下「内定辞退」という）、株式会社 Ale は申込者に報酬を請求しません。なお、採用決定者が内定辞退をしたことについて、株式会社 Ale は自己の責に帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとします。

第4条 (候補者の独占期間)

甲が紹介した候補者に対し、乙は紹介から12箇月間は他の人材紹介会社を通じて接触しないものとします。

第5条 (機密保持)

甲および乙は、候補者の個人情報ならびに相手方の企業秘密を第三者に漏洩しないものとします。本条の義務は、契約終了後も存続します。

第6条 (返金および再紹介ポリシー)

採用決定者が就業開始後（入社日を起算日とします）、自己都合による退職もしくは、採用決定者の責による解雇（退職日もしくは解雇日を算定日とします）となった場合（以下「退社等」という）、株式会社 Ale は申込者の求めにより、報酬の一部を下記各号のとおり返還するものとします。

ただし、退社等が申込者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

1 箇月以内：報酬の 80%

1 箇月超 3 箇月以内：報酬の 50%

3 箇月超 6 箇月以内：報酬の 5%

第 7 条 (契約期間および更新)

本契約の有効期間は、契約締結日から 1 年間とします。契約期間満了の 1 箇月前までにいずれの当事者からも書面による通知がない場合、本契約は同一条件で自動更新されるものとします。

第 8 条 (契約違反および解約)

いずれかの当事者が本契約に違反した場合、相手方は書面による通知をもって是正を求め、是正されない場合は契約を解除できるものとします。契約違反による損害が発生した場合、違反当事者はその損害を賠償する責任を負います。

第 9 条 (紛争解決)

本契約に関する紛争が生じた場合、当事者は誠意を持って協議し、解決を図るものとします。協議によって解決しない場合、[東京地方裁判所]を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 10 条 (準拠法)

本契約は、日本国法に準拠し、その解釈および履行についても日本国法を適用します。

第 11 条 (署名および承認)

本契約は、甲乙両者が署名した時点で効力を発し、各自一部を保有するものとします。

署名欄

甲: [紹介企業名]

署名: _____

日付: _____

乙: [クライアント企業名]

署名: _____

日付: _____

3.

申込者は、採用決定者が申込者に入社した場合、遅滞なくパーソルキャリアの指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および、報酬に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行うものとします。